

子どもを共に育む京都市民憲章の実践を推進する条例（仮称） 骨子案に対する市民シンポジウムの結果について

1 北会場

(1) 日時 平成 22 年 11 月 29 日（月）午後 3 時～午後 4 時 30 分

(2) 場所 こどもみらい館

(3) 参加者 83 名

(4) 出席委員（五十音順，敬称略）

礪貝，小室，徳田，中川，長浜，升光，宮本，山内

(5) 次第

ア 開会のあいさつ

イ 条例骨子案説明等

（ア）制定趣旨について

（イ）検討委員会における検討状況について

（ウ）条例骨子案について

ウ 意見交流等

（ア）検討委員からのコメント

（イ）意見交換・質疑応答

※ 意見記入用紙を配布し，シンポジウム後に参加者から意見を回収

(6) 意見交流の内容（○は参加者，●は出席委員等の意見）

○ 「5 緊急に取り組むべき実践方策」について，規制対象や罰則規定を設けたりするのだろうか。

● 国・府レベルの規制を踏まえ，今後必要性を見極めていくことになる。条例骨子案にそのための見直し規定も盛り込んでいる。検討委員会では，市民一人一人が主体となって努力していく視点を大切にして条例骨子案を作成した。

○ 「3 実践主体の主な責務」に「⑦観光旅行者等の責務」とあるが，その責務を旅行者へどう知らせるのか。

● 「6 憲章の実践を推進するための気運の醸成」の「③情報の発信」にあるとおり，多様な方法で取り組みたい。

○ 普及促進のためには，子どもを育てる親へのPRが必要。学校ではそのための取組をしているのだろうか。

● 学校での家庭教育の機会は増えているし，PTAによる携帯電話の勉強会も行われている。「3 実践主体の主な責務」の「③地域住民の責務」にあるとおり，保護者を支えていくことは大切と思う。

○ 地域住民に対するPRが十分ではないのではないか。

● 更なるPRが必要と思う。ちなみに，児童館学童連盟では「子どもを共に育む京都市民憲章の歌」を作ってPRに取り組んでいる。

○ 憲章普及の取組として，まずは大人たちが「子どもから信頼され，模範となる行動」とは何か

を考え、皆と話し合っていくことが大切だと思う。

- 憲章は知らなくても、自らの活動を憲章の6つの項目に照らし合わせてみると、実は憲章を実践していた、ということは多いと思う。地下鉄や市バスの吊革に憲章の行動理念を掲載するなど、憲章を知ってもらうことが大切。

2 南会場

(1) 日時 平成 22 年 12 月 3 日 (金) 午後 7 時～午後 8 時 30 分

(2) 場所 呉竹文化センター

(3) 参加者 41 名

(4) 出席委員 (五十音順, 敬称略)

柴原, 寺石, 西脇, 藤本

(5) 次第

※ 北会場と同じ

(6) 意見交流の内容 (○は参加者, ●は出席委員等の意見)

- 児童の放課後対策や公園の整備等, 子育てが安心してできる環境づくりに対する市の意気込みを条例で示してほしい。
- 「3 実践主体の主な責務」の「⑥本市の責務」について, もっと重い言葉に変えてほしい。地域の子育て環境に差がないようにしてほしい。
- 市民の声が行政に届くネットワークを構築することが大切と考えている。ただ, 施設整備や事業拡大については, 予算の問題もあるので難しいところ。
- 見本となるべき大人が電車やバスで携帯電話を使っている。これを規制することができれば話題となり, 大きなインパクトを与えることができるのではないか。
- 路上喫煙等の禁止等に関する条例については, 子どもの健康への影響に関する視点が欠けているので, 行政の縦割りを越えた取組が必要だと思う。
- 行政の縦割りについては, 条例骨子案にも盛り込んであるので改善されていくと思う。
- 伝えたい人に伝えられていないので, 眠っている保護者を揺り動かしたい。
- 子育てを大変と感じている保護者に子育ての楽しさを伝えたい。
- ダメなことはダメと言える条例にしてほしい。
- 昔には当たり前できていたこと。「アカンもんはアカン」という個人の基準が広がっており, そのために憲章ができたと思う。